

平成 29 年 4 月 1 日

公益財団法人心臓血管研究所

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主計画

1. 趣旨

2003 年 7 月に成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」により仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備をすすめるための「一般事業主計画」の策定が義務付けられています（労働者が 101 名以上 300 名以下の事業主の義務化は 2011 年 4 月から）。

心臓血管研究所（附属病院）では、性別・年齢の区別なく、職員が仕事と子育てを両立しながら能力を十分に発揮する環境を整えるための仕組みを以下の行動計画に基づき整備していきます。

2. 計画期間

2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 3 カ年

計画は、期間中の人事制度改正、職員の要望により弾力的に変更できるものとします。

3. 目標および対策

- (1) 妊娠中および出産後の支援制度の周知・推進
 - ・産前繰り下げ出勤
 - ・産前産後休暇
 - ・育児休業
 - ・子の介護休暇
 - ・育児短時間勤務
 - ・育児のための深夜業の制限 など
- (2) 男性職員の妻の妊娠または出産した場合に利用できる支援制度の周知・推進
 - ・(1) 同様

以上